

変動額が請求者負担分の範囲内であった場合、市側で作成し、受託者へお渡しします。

函 〇 〇

令和〇年〇〇月〇〇日

(受注者) 様

函館市長 大 泉 潤

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定によるスライド額（協議）

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項および第3項の規定により、次のとおり協議します。

委託業務名	〇〇〇〇業務
スライド額	0 円
理由	スライド額が対象契約金額の100分の1を超えないため。